

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月17日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第58号

#### かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員及び病床数) 第3条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の <u>定員は、当該施設において行われる業務のうち、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第11号の施設入所支援に係るものにあっては40人とし、同条第13号の自立訓練に係るものにあっては50人とし、同条第14号の就労移行支援に係るものにあっては24人とする。</u> 2・3 略	(定員及び病床数) 第3条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の <u>入所定員は、50人とし、通所定員は、10人とする。</u> 2・3 略

#### 附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。